

## 新宮町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	【公 共】平成2年度(31年) 【単独公共】平成21年度(11年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	53.58 人 / ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2処理区(新宮処理区・中央処理区)		
処 理 場 数	1施設(新宮中央浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	新宮処理区においては、「新宮町の下水の処理に関する基本協定」に基づき、福岡市公共下水道へ接続し、和白水処理センターにて処理を行っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町下水道事業の下水道使用料金は、「基本使用料」と「汚水排出量に応じた従量使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1㎡当たりの単価が高くなる逓増型料金体系となっています。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭使用料体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当ありません。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 ㎡ あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,000 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 ㎡ あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,546 円
	平成30年度	3,000 円		平成30年度	3,547 円
	令和元年度	3,000 円		令和元年度	3,546 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

<料金表(1か月当たり)>

基本使用料	1,000円		10m <sup>3</sup> まで	30円/m <sup>3</sup>
		従量使用料	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	170円/m <sup>3</sup>
			21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	180円/m <sup>3</sup>
			31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	190円/m <sup>3</sup>
			41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	200円/m <sup>3</sup>
			51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	230円/m <sup>3</sup>
			101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>	250円/m <sup>3</sup>
			201m <sup>3</sup> ～300m <sup>3</sup>	280円/m <sup>3</sup>
			301m <sup>3</sup> ～	300円/m <sup>3</sup>

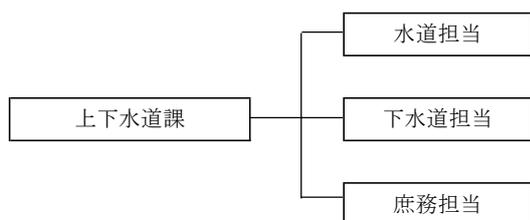
※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)

※検針が隔月となっている箇所、検針を行わない月は基本料金のみ請求します。

③ 組織

職 員 数	14人(内7人公共下水道事業)
事業運営組織	新宮町上下水道課は、水道担当、下水道担当、庶務担当の3つに分かれています。 課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(4人)、主任主事(2人)、主事(2人)の14人です。 平成14年4月に下水道課と水道課を統合し、上下水道課になりました。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	人	人	人
51～60歳	1人	人	人	1人	2人
41～50歳	1人	1人	1人	1人	4人
31～40歳	人	2人	1人	2人	5人
～30歳	人	人	1人	2人	3人
合計	2人	3人	3人	6人	14人

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	(施設関連) 施設維持管理業務委託、保守点検・調査・検査業務委託、清掃業務委託 (その他関連) 下水道台帳及び資産台帳データ作成業務委託、量水器検針委託
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり
--------

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

本町の公共下水道事業は、未供用の区域が残っているほか、区画整理事業も計画されているため、処理区域内人口は今後も増加する見込みです。  
また、公共下水道全体計画及び事業計画策定時に適宜見直す予定です。

予測値

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
新宮処理区	10,931	10,950	10,969	10,988	11,007	11,026	11,045	11,064	11,083	11,100
中央処理区	18,014	18,124	18,124	18,706	20,468	20,578	20,688	20,798	20,908	21,018
合計	28,945	29,074	29,093	29,694	31,475	31,604	31,733	31,862	31,991	32,118

### (2) 有収水量の予測

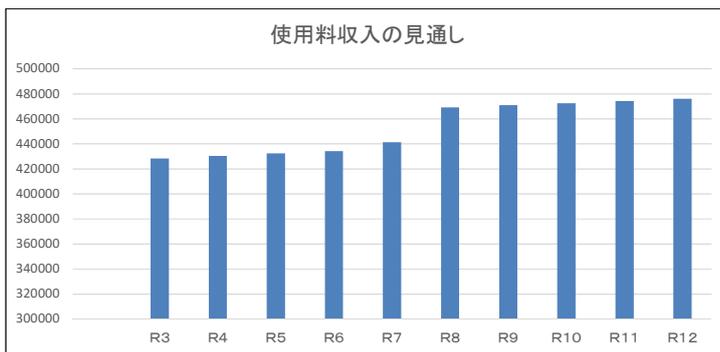
過去の水洗化人口の伸び率や、今後予定されている開発区域や、既存の大型合併浄化槽の供用開始予定時期などを考慮し有収水量の予測しました。また、処理区域内人口の予測値との整合性も図っています。

予測値

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水洗化人口(人)	27,626	27,764	27,903	28,043	28,492	30,315	30,436	30,558	30,802	30,925
有収水量(m <sup>3</sup> )	6,711	6,741	6,753	6,802	6,836	6,867	6,874	6,919	6,946	6,974

### (3) 使用料収入の見通し

供用開始区域の拡張や予定されている区画整理などにより、今後も増加していく見込みです。



### (4) 施設の見通し

管路施設においては今後も整備を進めていきますが、既存の施設の中には古いもので建築後50年経過するものもあり、経年劣化による機能低下が見受けられます。その為、ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査結果をもとに優先度の高いものから、計画的な改築更新等を実施していく見込みです。また、処理場・ポンプ場施設においても、ストックマネジメント計画に基づき改築更新等を実施していくとともに、今後の汚水量の増加に伴い、処理施設の増強を実施する予定です。

### (5) 組織の見通し

平成14年度に水道課と統合しており、今後も継続していく予定です。現段階で職員数の変更は予定していません。

## 3. 経営の基本方針

### (基本方針)

中央処理区の面整備と浸水対策を計画的に進めていくとともに、環境美化の推進、あらゆる生活環境の改善、充実のために、住民への意識啓発、各種取り組みを推進していきます。

### (具体施策)

- ① 中央処理区域内の計画的な整備を実施します。
- ② 浸水対策事業として、雨水渠などの整備を計画的に実施します。
- ③ 土地利用の進捗にあわせた下水処理の方法を検討し、推進します。
- ④ 河川の水質を保つため、公共下水道への接続の促進や適正な排水処理の指導に努めます。
- ⑤ 下水道施設の機能維持のため、計画的に改築・更新を実施します。
- ⑥ 下水道事業の健全経営のため、コストの削減に努め、効率的な民間委託や適正な料金体系について検討します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり
--------

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①未普及対策及び浸水対策 計画的に管渠整備を進めていくことで事業の平準化を図ります。 ②下水道施設の点検・改築更新事業 スtockマネジメント計画に基づき、効率的な改築更新を行うことによりコスト削減を図ります。 ③処理場及びポンプ場の改良 整備状況や接続状況等により適切な流入予測を計画し、増強のタイミングを図ります。
-----	--

① 未普及対策及び浸水対策 中央処理区管渠整備 下水道区域内雨水渠整備	事業期間 令和3年度～令和12年度 事業期間 令和3年度～令和12年度	事業費 1,782百万円 事業費 261百万円
② 下水道施設の点検・改築更新事業 処理場及びポンプ場	事業期間 令和3年度～令和12年度	事業費 84百万円
③ 処理場及びポンプ場の改良 処理場増強 ポンプ場増設	事業期間 令和5年度～令和7年度 事業期間 令和6年度	事業費 480百万円 事業費 7百万円

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	本事業の安定運営のため、更新や修繕などに必要な財源を確保し、収支均衡に努めます。
-----	--

- ・使用料収入は、今後も増加していく見込みです。
- ・企業債残高が大幅に増加しないよう計画的な事業計画、借入を行っていきます。
- ・国からの国庫補助金等を積極的に活用していきます。
- ・繰入金は、国が定める公営企業操出基準に従って計算しています。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費 現時点で職員数の増減は予定していないため、給与改定分のみを反映して積算しています。 令和3年度～令和12年度 金額: 591百万円
・動力費 近年の実績や今後の有収水量の予測などにより事業費を推定しています。 令和3年度～令和12年度 金額: 402百万円
・薬品費 計画期間内においては、薬品費に大きな変動はない為、各年同額で計上しています。 令和3年度～令和12年度 金額: 68百万円
・修繕費 修繕計画に基づき、効果的な修繕工事を実施します。 令和3年度～令和12年度 金額: 15百万円
・委託費 施設の維持管理に必要な委託費で、各年ほぼ同額です。 また、人件費の上昇など近年の動向を踏まえながら適宜見直しを図ります。 令和3年度～令和12年度 金額:1,437百万円

##### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

###### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、福岡県内において、ブロック毎に広域化・共同化メニューを検討しています。 令和4年度までに福岡県における広域化・共同化に関する計画が策定される予定です。
投資の平準化に関する事項	管渠整備計画及びストックマネジメント計画に基づき事業を実施することにより、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後も使用料収入は増加する見込みのため、現段階で検討していません。
資産活用による収入増加の取組について	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	国の補助事業等を効果的に活用し、適切な財源確保を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現段階での検討事項はありません。
職員給与費に関する事項	現時点で職員数の増減は予定していないため、給与改定分のみを反映して積算しています。
動力費に関する事項	設備の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	薬品の使用頻度や、安価で有効性のある薬品の模索など、更に調査研究を行っていきます。
修繕費に関する事項	現在策定しているストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理を行っていきます。また、点検・調査結果を基に随時計画の見直しを行い、コスト縮減に努めます。
委託費に関する事項	委託内容の精査を行い、効率的な維持及びコスト縮減に努めます。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら計画期間の中間時(5年経過後)に見直しを行います。また、この計画と実績との乖離が著しい場合や計画の前提となる経営・財政条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行います。
---------------------	---



投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度										
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	(単位:千円)
資本的収入	1. 企業標準化債	278,900	173,400	227,700	281,100	242,800	169,400	152,400	141,900	149,400	127,700
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金	38,472	35,054	30,921	28,158	25,431	22,497	19,168	16,065	12,963	9,978
	4. 他会計負担金										
資本的支出	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	121,368	88,911	96,116	218,046	187,650	94,997	74,236	64,629	61,906	65,115
	7. 固定資産売却代金										
	8. 受益者負担金	15,390	29,000	37,000	18,000	15,000	18,000	32,000	66,000	24,000	27,000
	9. その他										
計	454,130	326,365	391,737	545,304	470,881	304,894	277,804	288,594	248,269	229,793	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額											
資本的収入	10. 繰上り繰下り										
	11. 繰上り繰下り										
	12. 繰上り繰下り										
	13. 繰上り繰下り										
	14. 繰上り繰下り										
計											
資本的収入が資本的支出に不足する額	204,839	207,095	211,935	225,545	239,324	244,104	234,044	215,254	276,791	282,618	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	168,581	183,466	182,437	179,893	200,054	187,291	189,463	175,078	174,119	173,433
	2. 利益剰余金処分						32,270	23,493	20,946	82,935	90,967
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	36,258	23,629	29,498	45,652	39,270	24,543	21,088	19,230	19,737	18,218
計	204,839	207,095	211,935	225,545	239,324	244,104	234,044	215,254	276,791	282,618	
補填財源不足額											
他会計借入金											
企業債											
企業債	5,567,639	5,468,002	5,417,993	5,431,127	5,396,193	5,287,081	5,160,098	5,010,180	4,852,133	4,669,322	

区分	年度										
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	(単位:千円)
収益的収支	1. 収益的収支	180,193	186,425	185,282	180,036	187,358	186,455	188,484	194,867	203,103	204,897
	うち基準内繰入金	180,193	186,425	185,282	180,036	187,358	186,455	188,484	194,867	203,103	204,897
	うち基準外繰入金										
資本的収支	2. 資本的収支	38,472	35,054	30,921	28,158	25,431	22,497	19,168	16,065	12,963	9,978
	うち基準内繰入金	38,472	35,054	30,921	28,158	25,431	22,497	19,168	16,065	12,963	9,978
	うち基準外繰入金										
合計	218,665	221,479	216,203	208,194	212,789	208,952	207,652	210,932	216,066	214,875	

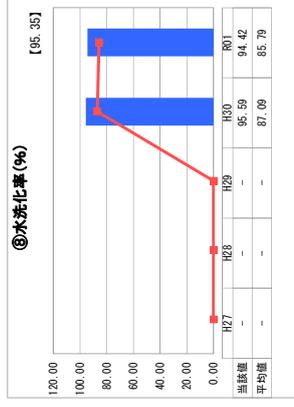
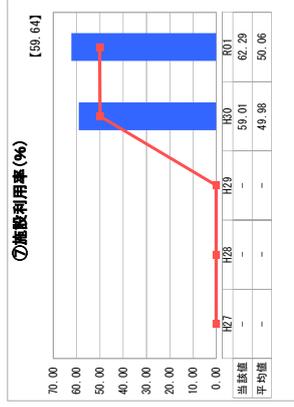
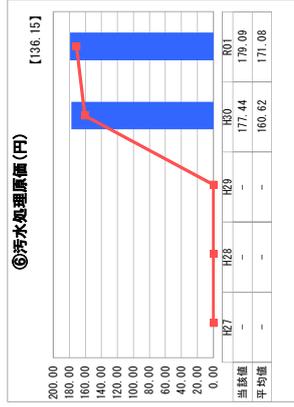
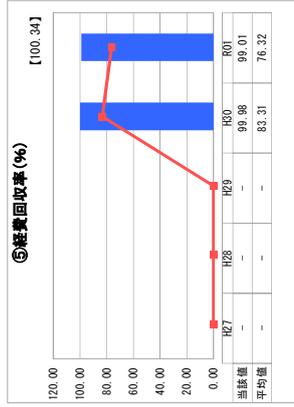
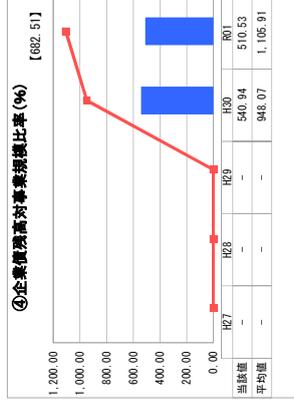
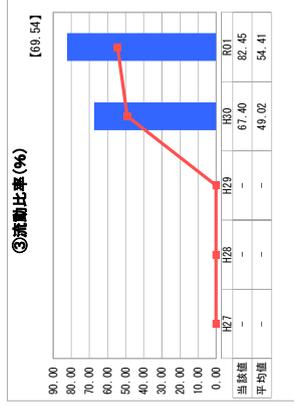
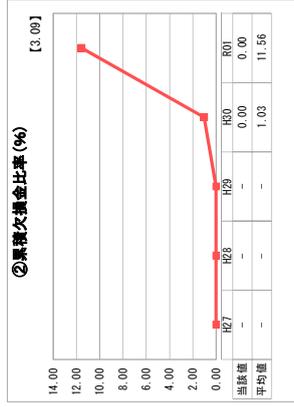
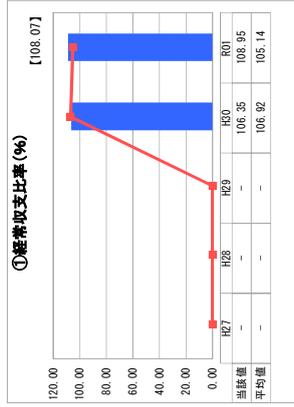
# 経営比較分析表（令和元年度決算）

福岡県 新宮町

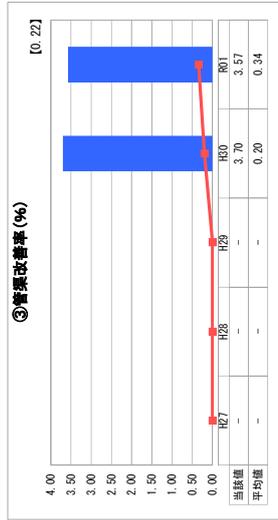
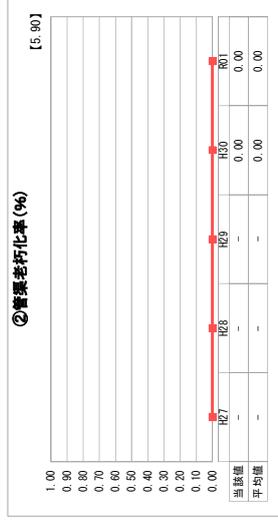
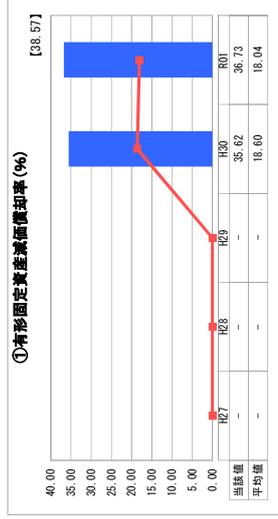
業務名	業種名	事業名	類似団地区分	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
法適用	下水道事業	公共下水道	0b2	非設置	33,368	18.93	1,762.70
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
-	59.33	84.90	91.91	3,300	28,486	4.35	6,548.51

**グラフ凡例**  
■ 当該団体の値 (当該値)  
— 類似団体平均値 (平均値)  
**【** 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

**1. 経営の健全性・効率性について**  
 本事業は新宮処理区（平成2年度供用開始）、中央処理区（平成21年度供用開始）の2処理区での事業です。  
 平成30年4月1日から地方公営企業法を全部適用しました。  
 下水道区域の拡大に伴い、公共下水道事業の経営増収は微増しています。今後も拡大に伴い、微増が予想されます。  
 企業債借対当座残高比率は、新築償額が減少したことに伴わずかに減額しています。

**2. 老朽化の状況について**  
 施設全体の改善更新計画を策定し、適切な管理をしていきます。  
 なお、新宮処理区は福岡市に汚水処理を委託しているため、和白水処理センターの施設改善更新にかかる費用負担がなくなります。  
 緑ヶ丘は新たに下水新設しており、今後は原上など下水新設区域を拡大していく予定です。

## 全体総括

平成28年度～29年度にストックマネジメント計画の策定、平成30年度に企業会計に移行したことにより資産債務の適切な管理や計画的な改善更新による施設管理が可能となりました。  
 また、下水道新設区域を拡大していく予定です。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。